

## 月の途中で介護区分が変更になった場合の請求について

### 問1 事業対象者から要支援1に変更になった場合

(答) 事業対象者から要支援1に変更になった場合は、「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」(「介護保険事務処理システム変更にかかる参考資料(確定版)平成27年3月31日厚生労働省事務連絡」)に記載されている起算日(期間を計算し始める第1日)が変更日なので、事業対象者の認定期間に利用した分と要支援1の認定期間に利用した分を日割り計算をし、それぞれの単位数を合算して請求します。

### 問2 事業対象者から要支援2に変更になった場合

(答) 事業対象者から要支援2に変更になった場合は、問1同様、起算日(期間を計算し始める第1日)が変更日なので、事業対象者の認定期間に利用した分と要支援2の認定期間に利用した分を日割り計算し、それぞれの単位数を合算して請求します。

### 問3 要支援1から要支援2に変更になった場合

(答) 要支援1から要支援2に変更になった場合は、問1同様、起算日(期間を計算し始める第1日)が変更日なので、要支援1の認定期間に利用した分と要支援2の認定期間に利用した分を日割り計算をし、それぞれの単位数を合算して請求します。

### 問4 要支援2から要支援1に変更になった場合

(答) 要支援2から要支援1に変更になった場合は、問1同様、起算日(期間を計算し始める第1日)が変更日なので、要支援2の認定期間に利用した分と要支援1の認定期間に利用した分を日割り計算をし、それぞれの単位数を合算して請求します。

### 問5 要支援2から事業対象者に変更になった場合

(答) 要支援2から事業対象者に変更になった場合は、問1同様、起算日(期間を計算し始める第1日)が変更日なので、要支援2の認定期間に利用した分と事業対象者の認定期間に利用した分を日割り計算をし、それぞれの単位数を合算して請求します。

### 問6 要支援1⇔要支援2 事業対象者→要支援に変更になった場合で、変更後サービスを利用しなかった場合

(答) 月の途中で区分が変更になった際に、変更後、入院等でサービスを利用しなかった場合、起算日(期間を計算し始める第1日)が変更日なので、前半の認定期間に利用した分のみ日割り計算をして請求します。区分変更後は、サービスを利用していないため、請求することはできません

### 問7 事業対象者から要介護、要支援から要介護に変更になった場合で、変更後サービスを利用しなかった場合

(答) 要介護に認定された日から月末までの期間に入院等でサービスを利用しなかった場合、起算日(期間を計算し始める第1日)が契約日なので、契約解除がされていなければ、要支援1または要支援2の定額単位数で請求することができます。

### 問8 月の途中で要支援・要介護状態区分等を変更した際の給付管理票等の記載方法について

(答) 月の途中で要支援・要介護状態区分が変更になった場合の国保連合会に提出する給付管理票及び介護予防ケアマネジメント費等の記載方法については、給付管理票は状態の重いほうを記載し、ケアマネジメントについては、月末時点の区分を記載してください。詳しくは、信濃の介護保険No.136(2017年5月19日号)を参照してください。  
長野県国民健康保険団体連合会 <http://www.kokuho-nagano.or.jp/kaigo/275.html>

